

# ふれあい農園使用許可申請書

平成 年 月 日

長与町長 吉田 慎一様

ふれあい農園を使用したいので、使用許可を申請します。

尚、使用にあたっては下記事項を誓約いたします。

希望地区		農園地区名			
ご希望の農園に○をして下さい		1. 斉藤(30㎡)	2. 斉藤(20㎡)	3. 平木場	4. 高田
		5. 高田2	6. 丸田	7. 吉無田	
申請者	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	明 大 昭 平	年	月	日
	性別	男 女	職業		
	住所	長与町			
電話	—				

## 誓約書

ふれあい農園を使用するにあたっては、長与町ふれあい農園運営要綱により、下記事項を厳守し、また、これに違反した場合は、使用許可を取り消されても異議申立てしないことを誓約します。

1. 使用農園については、永久小作権、地上権等は生じず当方もいかなる場合においても、これらを主張しません。
2. 使用農園を賃貸・又貸しする等、利権の対象とはしません。
3. 定められた使用期間(4月1日より3月31日)を厳守し、継続使用の申請をせずに使用期間外に育った作物がいかなる損害をうけても異議申立てをしません。
4. 使用者が病気、死亡等により耕作が不可能になった場合、もしくは耕作を途中で放棄する場合は町長に届出をし、使用農園は、整備し返還します。  
なお、農園使用料の返金について、異議申立てをしません。
5. 使用農園は原則として、借り受けた時の形状を変更しないものとし、やむを得ない場合も役場産業振興課の許可を得て行ないます。
6. 道路に駐車・駐輪をしません。
7. 農園は他の利用者の迷惑にならないように常に除草し、ゴミなどは持ち帰ります。  
(農園での野焼き、埋め立ては厳禁)
8. 農園利用に際して、他の利用者、近隣住民の方へ多大な迷惑を及ぼした場合、使用農園を整備し返還します。  
なお、農園使用料の返金について、異議申立てをしません。
9. 農園は、1年生草植物(花、野菜等)の栽培以外の用途に使用しません。